

教育実習生受け入れ要項

姫路市教育委員会

(趣旨)

第1条 教育実習は、大学設置基準ならびに教育職員免許法施行規則の趣旨に鑑み、当該大学（短期大学を含む。以下同じ。）の施設、責任において実施されるべきものである。したがって、この要項は、姫路市立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）における教育実習の承認並びに実施の基準を定めるものである。

(実習生)

第2条 市立学校において教育実習を許可する学生は、卒業後に教職につくことを志望するもので、姫路市立学校の出身者であることを原則とする。幼稚園実習は姫路市立の幼稚園・保育所の出身者であることを原則とする。

(申請)

第3条 教育実習を依頼するものは、大学とし、学生個人の申請には応じない。

2 教育実習を申請する者は、この要項の趣旨を承認する者とみなす。

3 申請の手続きについては別に定める。

(事前協議)

第4条 多数の学生の教育実習を申請する大学は、実習を受け入れる学校の校長、教育委員会と実習の計画、具体的指導等について、事前協議を行わなければならない。

(実習学校)

第5条 教育実習を受け入れること、ならびに受け入れる学校の決定は、教育委員会が学校長の意見を聞いて行う。

2 前項の決定にあたっては、学校の正規の授業に支障をきたさないよう、実習生の数、実習時間、実習期間、年間の回数等を調整するものとする。

(実習の方針)

第6条 教育実習に関し、実習生は、教育委員会、学校長の指導と指示に従い、学校の教育方針を尊重し、学校の正常な運営に協力しなければならない。

(指導)

第7条 教育実習の指導は、学校、教育委員会、大学の三者が協力して行うものとする。

2 大学は、実習中の事故、その他学生の行為について、相当の責任を負うものとする。

3 実習生は、学校内において、学校長を通じて幼児、児童、生徒に接するものであって、個人的に幼児、児童、生徒およびその保護者に当たることは認めない。

(経費)

第8条 実習に伴い生じる交通費、給食費等の実費については、大学又は実習生の負担とする。

(承認の取り消し)

第9条 学校長あるいは教育委員会において不適格と認めた学生は、実習承認後もそれを取り消すことがある。この要項に違反した者もまた同じである。

(教育長、校長への委任)

第10条 この要項で、教育委員会が行うとした事項の処理は、教育長に委任する。

2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長および学校長が定める。

附 則

この要項は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。